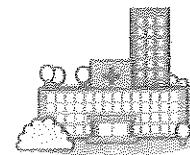


医療機関と事業承継



■片山・田中法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 7

— 相続による事業承継 —

具体的な遺言の方法について

前回までは、どのようにしたら相続人間の紛争を避けることができるかについて記述してきましたが、具体的に特定の相続人に医療機関を相続させる遺言の作成方法について説明します。

(1) 個人病院・診療所の場合

個人病院・診療所の場合には、医師である相続人に、病院・診療所の土地建物、病院・診療所の医療機器や医薬品、支払い基金に対する診療報酬請求権などの資産と、医療機関を経営するための借入金（設備資金、運転資金等のための借入金）、従業員に対する退職金などの負債を相続させる旨の遺言書を作成する必要があります。その場合、病院・診療所の土地建物については、不動産登記簿謄本にしたがって、できるだけ正確に記載した方が良いですし、医療機器については、レントゲン装置、CTなどと、できるだけ個別的に特定します。医薬品のように棚卸資産については、保管場所等により特定する必要があります。

また、借入金については、どの借入金が医療機関のために借り入れたものか、すぐには分からないので、借入先や借入年月日、当初の借入額などで特定する必要があります。いずれ、どの資産・負債が医療機関に関する相続財産であるかについて、できるだけ特定し、その外の相続財産と紛らわしくないようにする必要があります。

(2) 医療法人の場合

医療法人の場合には、医療機関の資産・負債は、出資持分に集約されており、医療法人の出資持分を医師である相続人に相続させる旨を記載すればそれで目的が達成されます。個人病院・診療所のように、相続する財産を個

別的に特定する必要はありません。

そして、相続が始まる前に、医師である相続人だけを医療法人の社員にしておきます。他の相続人を社員とすることは止めた方が良いと思います。出資持分と社員たる地位については、必ずしも一致しておりません。医師である相続人が相続によって被相続人の出資持分のすべてを取得したとしても、それだけで当然に社員となれるわけではありません。そのため、相続が始まる前に、医師である相続人を医療法人の社員に加えておく必要があります。また、医師でない相続人を社員としていた場合には、相続が開始した後、経営権をめぐる争いが発生する可能性があるので、相続が開始する前に退社してもらい、社員の中から排除しておいた方が良いと思います。医療法人の社員には、出資持分の有無や多寡にかかわらず、1人1票の議決権があります。社員総会で、理事を選任する場面では、1人1票の議決権が大きな力を持つ可能性があります。せっかく遺言によって出資持分を相続人である医師に集中させたにもかかわらず、社員総会の場で争いが生じる可能性があるのです。そのような事態を避けるために、他の相続人には、出資持分を与えることを避けるだけではなく、社員とすることも避けるようにし、少しでも紛争の可能性を小さくしておくべきだと思います。

個人病院・診療所の場合と比較して、医療法人の方が遺言の仕方も簡便ですし、相続税の負担も少ないので多いと思います。また、医師ではない相続人に対しても、医療法人の出資持分の特性（配当が禁止されているなど株式会社における株式とは全くことなることなど）をよく説明してやることによって、遺言に理解を得られやすいのではないかと思います。